



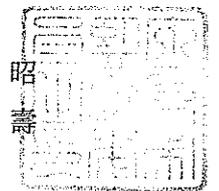
庄原市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助
団体等監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のと
おり公表する。

平成22年5月25日

庄原市監査委員
同

藤原公
名越峯



平成 21 年度

監 査 結 果 報 告

(財 政 援 助 団 体 等 監 査)

平成 22 年 5 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 21 年度定期監査においては指定管理事務を対象に監査を実施したものであるが、これに関連して次に掲げる団体を対象に、財政援助団体等監査を実施した。

出資団体については、平成 20 年度に執行された出納その他の事務を対象に監査を実施した。また、監査の必要に応じて、平成 19 年度以前に執行された出納その他の事務も監査の対象とした。

なお、公の施設の管理団体については、公の施設の管理に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

(1) 出資団体

株式会社庄原市農林振興公社
(所管課：政策推進課)

(2) 公の施設の管理団体

ア 株式会社庄原市農林振興公社
(指定管理施設：庄原市総合交流拠点施設)
(所管課：農林振興課)

イ 有限会社道後山高原サービス
(指定管理施設：庄原市西城陸上トレーニングセンター)
(所管課：西城支所地域振興室)

ウ 株式会社ニュー東城
(指定管理施設：庄原市東城健康増進施設)
(所管課：東城支所保健福祉室)

エ 株式会社高瀬の湯
(指定管理施設：庄原市鮎の里公園)
(所管課：口和支所地域振興室)

オ 三河内地域振興会
(指定管理施設：庄原市自然とやすらぎの里宿泊研修施設、庄原市比和コテージ施設、庄原市比和体育館、庄原市比和総合運動公園)
(所管課：比和支所地域振興室、教育委員会比和教育室)

(3) 監査対象団体を所管する課及び室

政策推進課、農林振興課、西城支所地域振興室、東城支所保健福祉室、口和支所地域振興室、比和支所地域振興室、教育委員会比和教育室

2 監査の期間

平成 21 年 12 月 25 日から平成 22 年 3 月 24 日まで

3 監査の目的及び方法等

団体の事務並びに団体を所管する課及び室の事務が、関係法規、経理規程等に基づき適正に執行されているか、また、公の施設の管理は基本協定、年度協定等に基づき適正に執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、団体及び所管する課及び室から提出された関係書類を監査し、平成 22 年 2 月 16 日及び 2 月 17 日に団体事務所において関係者からの聴取により実施した。

4 監査の結果

団体の事務並びに団体を所管する課及び室の事務のうち、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、団体を所管する課及び室は、団体への指導等の適切な措置を講じるとともに、団体においては課及び室の指導等に応じた適切な措置を講じられたい。

(出資団体)

[株式会社庄原市農林振興公社]

(1) 決算に関する書類について (団体及び所管課に対するもの)

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、毎事業年度の事業計画及び決算に関する報告書が議会に提出されているが、株主資本等変動計算書、個別注記表がその報告書に添えられていなかった。今後、これらの書類も報告書に加えられるたい。

(2) 決算公告について (団体に対するもの)

公告の方法を定款では官報への掲載としてあるが、閲覧者の利便性や経費の面からも、会社法第 440 条第 3 項に規定の電磁的方法による公開 (インターネット公告) を検討されたい。

(3) 経理業務について (団体に対するもの)

経理業務は経理規程や企業会計原則の定めに従って行うとしてあるが、日々の現金出納業務の終了後における現金の現在高と帳簿残高との照合については、販売店舗及び指定管理施設の閉鎖時間や休日が本部と相違するため、数日後となる場合が発生している。

また、全ての業務が経理システム入力後に各種帳票類を必要に応じて印刷するため、決裁が事後となる場合や省略されているものが見受けられた。

経理規程や経理システムの見直しを含めて、経理事務の改善を検討されたい。

(公の施設の管理団体)

[株式会社庄原市農林振興公社]

(1) 管理施設の修繕について (団体及び所管課に対するもの)

1 件 5 万円以上の修繕については、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。

(2) 事業報告書について (団体に対するもの)

収支決算書の決算額について、その内容がわかる資料が提出されていないため、計数の正確性の確認が困難であった。内容を確認するため、指定管理者は収入及び支出の全ての項目について内訳書を提出されたい。

(3) 利用料金の額の設定について (団体及び所管課に対するもの)

施設の使用料を利用料金収入として指定管理者の収入として収受しているが、あらかじめ市の承諾を受けて利用料金の額を設定していなかった。地方自治法及び基本協定に基づき、書面により市の承諾を受けられたい。

(4) 支出科目について (団体に対するもの)

収支決算書と損益計算書の支出科目が一致していなかった。科目の見直しを検討され、経理の適正化と明確化に努められたい。

(5) 専用口座について (団体に対するもの)

指定管理業務にかかる収入及び支出を照合するために通帳を確認したところ、指定管理業務とその他業務にかかる収入及び支出が混在していた。仕様書に基づき指定管理業務専用の口座を設けられたい。

[有限会社道後山高原サービス]

(1) 管理施設の修繕について (団体及び所管課に対するもの)

1 件 5 万円以上の修繕については、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。

また、指定管理者は、基本協定に基づき、精算項目である修繕に関する実績報告書を市へ提出されたい。

(2) 事業計画書について (団体に対するもの)

事業年度ごとに事業計画書を作成していなかったため、基本協定に基づき事業

計画書を作成し、市へ提出されたい。

(3) 事業報告書について（団体及び所管課に対するもの）

ア 収支決算書の決算額について、その内容がわかる資料が提出されていないため、計数の正確性の確認が困難であった。内容を確認するため、指定管理者は収入及び支出の全ての項目について内訳書を提出されたい。

イ 事業報告書の報告事項について、記載もれが見られた。特に、仕様書別表の施設、設備保守管理業務の履行状況を示したものの、各施設の利用者数、利用料金収入額などは、指定管理施設の管理実態を把握するうえで欠かせないので、指定管理者は適正に報告されるとともに、市は報告事項を確認されたい。

ウ 指定管理料に共催事業の経費が積算されているが、委託事業と推察されるので費目等を検討されたい。

(4) 利用料金の額の設定について（団体及び所管課に対するもの）

施設の使用料を利用料金収入として指定管理者の収入として収受しているが、あらかじめ市の承諾を受けて利用料金の額を設定していなかった。地方自治法及び基本協定に基づき、書面により市の承諾を受けられたい。

(5) 経理の区分について（団体に対するもの）

収支決算書の支出合計額と損益計算書の販売費及び一般管理費の合計額が一致しなかったため、仕様書に基づき指定管理業務にかかる経理とその他業務にかかる経理を明確に区分されたい。

(6) 専用口座について（団体に対するもの）

指定管理業務にかかる収入及び支出を照合するために通帳を確認したところ、指定管理業務とその他業務にかかる収入及び支出が混在していた。仕様書に基づき指定管理業務専用の口座を設けられたい。

(7) 指定管理料の支出について（団体及び所管課に対するもの）

基本協定書に基づき指定管理料の概算払が年2回で行われ、1回目は年度当初に全体の70%に当たる14,661,500円が支払われていた。市と指定管理者は、指定管理料の年4回の概算払を検討されたい。

[株式会社ニュー東城]

(1) 事業報告書について（団体に対するもの）

総勘定元帳の勘定科目が収支決算書のどの科目に振り替えられたか、確認する

ことが困難であった。科目の内訳を収支決算書に記載するか、別紙として内訳書を添付されたい。

(2) 管理施設の修繕計画について（団体及び所管課に対するもの）

市費による管理施設の修繕が増加傾向にある。また、指定管理者から管理施設の大規模修繕の必要性についても、事業計画書に記載されているところである。

市と指定管理者は、施設の現状調査を実施し、年次計画による施設の修繕を検討されたい。

[株式会社高瀬の湯]

(1) 管理施設の修繕について（団体及び所管課に対するもの）

1件5万円以上の修繕については、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。

また、指定管理者は、基本協定に基づき、精算項目である修繕に関する実績報告書を市へ提出されたい。

(2) 事業計画書について（団体に対するもの）

事業年度ごとに事業計画書を作成していなかったため、基本協定に基づき事業計画書を作成し、市へ提出されたい。

(3) 支出科目について（団体に対するもの）

収支決算書と損益計算書の支出科目が一致していなかった。科目の見直しを検討され、経理の適正化と明確化に努められたい。

[三河内地域振興会]

(1) 管理施設の修繕について（団体及び所管課に対するもの）

1件10万円以上の修繕については、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。

また、指定管理者は、基本協定に基づき、精算項目である修繕に関する実績報告書を市へ提出されたい。

(2) 事業計画書について（団体に対するもの）

事業年度ごとに事業計画書を作成していなかったため、基本協定に基づき事業

計画書を作成し、市へ提出されたい。

(3) 収支決算書及び経理事務について（団体及び所管課に対するもの）

経理事務について次のとおり改善すべき点があるので、市は経理事務について指定管理者を指導し、指定管理者は経理事務の改善に努められたい。

ア 出納簿を確認したところ、入出金の状況が記帳されていなかった。全ての入出金状況を記帳し、適正な経理に努められたい。

イ 支払い遅延が見受けられたので、適正な経理に努められたい。

ウ 現金保管の方法については、金融機関への預金を活用され、事故の防止に努められたい。

(4) 内部監査について（団体に対するもの）

指定管理者からの聴き取りによると、内部監査が実施されていないとのことであった。内部監査人が、出納簿や収支決算書等が適正に作成されているか監査することにより、決算書の真実性が補完されなければならない。内部監査の体制を確立されたい。

(5) 利用料金の額の設定について（団体及び所管課に対するもの）

施設の使用料を利用料金収入として指定管理者の収入として収受しているが、あらかじめ市の承諾を受けて利用料金の額を設定していなかった。地方自治法及び基本協定に基づき、書面により市の承諾を受けられたい。

